

第30条（秘密保持および個人情報の保護）

- 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、法令に基づく開示要請、または、行政当局若しくは司法当局からの開示要請を受けた場合、当社は契約者の承諾なく当該要請に応じ秘密情報を開示できるものとします。
- 当社は本サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報については当社が別に定める「プライバシーポリシー」及び「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」に従って取り扱います。
- 当社は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）に定める開示請求があった場合、前2項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
- 契約者は、当社が契約者に別途通知することなく、販売促進またはサービス向上の目的で契約者情報及び利用契約にかかる情報を利用することに同意します。
- 第1項の定めにかかわらず、当社はサービスの安定稼働、障害の解消またはセキュリティ確保のために必要な場合限り、当社の選定する業務委託先、データセンターサービスを当社に提供する者または別記3に記載のライセンサー（以下、総称して「委託先等」といいます。）に契約者の利用するサーバ領域にアクセスさせ、または契約者の利用するサーバ環境に関する情報を委託先等に対し提供できるものとします。本項に基づく情報提供等に際し、当社は提供する情報等を必要最小限に限定し、且つ委託先等に対し適切な秘密保持および個人情報保護の義務を課すものとします。

第31条（免責）

- 当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能、商品的価値、有用性を有すること、及び不具合が生じないことを含め、本サービスに関して明示的にも黙示的にも一切の保証を行いません。
- 本サービスの利用により生じる結果及び本サービスを用いて行った行為の結果について、その理由の如何にかかわらず当社は契約者に対して何らの責任を負いません。
- 本サービスのコースにより、迷惑メールフィルタリング機能が本サービスの標準機能として提供される場合があります。その場合、当該機能によるフィルタリング脚気の有用性、合理性、妥当性を含め、当社は該当フィルタリングに関して一切の保証を行いません。また、当該フィルタリングが行われたこと又は行われなかったことに起因し契約者又は第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
- 当社は、システムの過負荷、システムの不具合によるデータの破損・紛失に関して一切の責任を負いません。
- 当社は、契約者による利用サービスの変更または解約等により生じたデータの破損・紛失等について一切の責任を負いません。
- 当社は、本サービスに関連して生じた契約者および第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負いません。
- 本サービスの種類により、当社は解約者に対し、試用の目的に限り利用を認めるサービス、その他無償のサービスを提供する場合があります。契約者がこれらのサービスを利用することにより生じた契約者または第三者に対する損害については、それが直接損害であるか間接損害であるかにかかわらず、また、その予見もしくは予見可能性の有無にかかわらず、当社は一切の責任を負いません。
- 本条第2項から第6項の規定は、当社に故意または重大過失が存する場合または契約者が消費者契約法上の消費者に該当する場合には適用しません。

第32条（損害賠償額の制限）

本サービスの利用に関し当社が損害賠償義務を負う場合、契約者が本サービスの対価として支払った総額を限度額として賠償責任を負うものとします。

第33条（協力義務）

本約款に定めのない事項について疑義が生じた場合、当社と契約者は、誠意をもって協議し、解決するものとします。

第34条（準拠及び裁判管轄）

本約款は、日本法に基づき解釈されるものとし、本約款に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記1 サービスレベルとその保証にかかる特約

第1条（サービスレベルの保証と返金）

- 当社は当社が別に定めるサービスレベルの保証対象サービスにつき、契約者が利用する基本サービスの稼働率が100%に満たなかった場合、次の方法により算出される金額（以下「返金額」といいます。）を契約者に対し返金します。なお、返金額において1円に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。
$$\text{返金額} = \text{基本サービス月額費用} \times \text{返金率}$$
- 前項の返金額算出に用いられる月額費用は基本サービスにかかる月額費用とし、オプションサービスにかかる月額費用は含まれないものとします。
- 第1項の返金額算出の際、基本サービス月額費用に消費税は含まれないものとします。
- 第1項の返金額算出に用いられる返金率は、次に定めるとおりとします。

稼働率	返金率
99.99%以上100%未満	基本サービス月額費用の5%
99.90%以上99.99%未満	基本サービス月額費用の10%
97.99%以上99.90%未満	基本サービス月額費用の25%
90.00%以上97.99%未満	基本サービス月額費用の50%
90.00%未満	基本サービス月額費用の100%

第2条（稼働率）

- 前条の稼働率は、次に定める方法により算出します。なお、稼働率における小数点第三位以下は切り捨てるものとします。
$$\text{稼働率} = \frac{\text{（月間稼働時間 - 月間停止時間）}}{\text{月間稼働時間}} \times 100$$
- 前項の月間稼働時間および月間停止時間は、次に定めるとおりとします。
 - 「月間稼働時間」とは、契約者の利用する本サービスの用に供するサーバを対象とし、本サービス利用当月における当該サーバの合計稼働時間をいいます。
 - 「月間停止時間」とは、契約者の利用する本サービスの利用当月においてサーバまたはネットワーク機器の故障によりWWWサーバが完全に利用できない合計時間をいいます。
- 第1項の月間稼働時間および月間停止時間の測定は、契約者独自の方法によるものではなく、ファーストサーバ所定の方法により行うものとします。なお、いずれの時間も1分単位でカウントするものとします。

第3条（月間停止時間の例外）

前条に定める月間停止時間は、次の各号のいずれかに該当する自由に基づく場合を含まないものとします。

- 第25条（契約者の責に帰すべき事由によるサービスの停止）各号による停止に基づく場合
- 第26条（サービスの緊急停止）第1項および第3項による停止に基づく場合
- 第27条（設備等に起因するサービス提供の停止または中止）第1項各号による停止に基づく場合
- 当社管理外のDNSサーバ障害によりアクセスできないことに基づく場合
- 第三者からの不正アクセスやクラッキング等の不正行為による障害に基づく場合
- 天災地変等の不可抗力により本サービスを提供できないことに基づく場合

第4条（返金手続）

- 契約者は、第1条に基づく返金を希望する場合、返金対象月の翌月20日（当社休業日の場合は前営業日）までに当社に対し当社所定の方法により返金請求を行うものとします。当該期限までに返金請求が

行われない場合、返金請求にかかる権利は消滅します。

- 前項の返金請求は、請求時において利用契約が有効に存続していることを前提とします。既に利用契約が終了している場合、当該請求をすることはできません。
- 当社は、第1項に基づく契約者の返金請求に対し、返金対象に該当するかどうかについて「審査を行います。当該審査の結果、返金対象と判断される場合、当社は契約者に対し、返金請求月の翌月20日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに当社所定の方法により返金額を支払うものとします。
- 本サービスの利用にかかる更新費用等、契約者の当社に対する支払い義務が弁済期にある場合、当社は前項に基づく返金額の支払債務と契約者の支払債務とをその対当額において相殺することができるものとします。

別記2 基本サービス・シリーズ別特約

第1条（ビジネス・シリーズ）

- レンタルサーバサービス利用契約約款（以下「原約款」といいます。）第12条第3項及び第14条第1項は、ビジネス・シリーズの利用契約には適用されません。
- 原約款第29条第1項の定めにかかわらず、ビジネス・シリーズの利用契約更新の意思表示は、更新に必要なサービス利用料金の支払をもってするものとします。当社の定める期日までに更新に必要なサービス利用料金の支払が無い場合、利用契約は当然にその満了日をもって終了し、当社は、サービスの提供を停止します。

附則

第1条（発効期日）

本約款は、2014年4月1日に施行します。